

平成 28 年 7 月 1 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号  
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人  
代表者名 執行役員 磯辺 真幸  
(コード番号：3471)

資産運用会社名

三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 圖子 智衆  
問合せ先 取締役財務本部長 牧野 辰  
T E L. 03-6327-5160

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 28 年 7 月 1 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場するに当たって実施する新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- |                   |                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募 集 投 資 口 数   | 212,800 口                                                                                                                                                                                                            |
| (2) 払 込 金 額       | 未定                                                                                                                                                                                                                   |
| ( 発 行 価 額 )       | 平成 28 年 7 月 25 日（月）（以下「発行価格等決定日」という。）<br>に開催する本投資法人役員会において決定する。                                                                                                                                                      |
| (3) 払 込 金 額       | 未定                                                                                                                                                                                                                   |
| ( 発 行 価 額 ) の 総 額 |                                                                                                                                                                                                                      |
| (4) 発 行 価 格       | 未定                                                                                                                                                                                                                   |
| ( 募 集 価 格 )       | 発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める「有価証券上場<br>規程施行規則」第 1210 条に規定するブック・ビルディング方式（投<br>資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投<br>資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で、<br>発行価格等を決定する方法をいう。）により、発行価格等決定日に<br>決定する。                                   |
| (5) 発 行 価 格       | 未定                                                                                                                                                                                                                   |
| ( 募 集 価 格 ) の 総 額 |                                                                                                                                                                                                                      |
| (6) 募 集 方 法       | 一般募集とし、大和証券株式会社、野村證券株式会社及び S M B C<br>日興証券株式会社（以下 3 社を併せて「共同主幹事会社」と総称す<br>る。）並びにみずほ証券株式会社、三菱 U F J モルガン・スタンレ<br>ー証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、U B S 証券株式<br>会社及び岡三証券株式会社（以下共同主幹事会社と併せて「引受人」<br>と総称する。）に一般募集分の全投資口を買取引受けさせる。 |
| (7) 引 受 契 約 の 内 容 | 引受人は、下記 (11) 記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総<br>額を本投資法人に払い込み、発行価格（募集価格）と払込金額（発<br>行価額）との差額の総額は、引受人の手取金となる。本投資法人は、<br>引受人に対して引受手数料を支払わない。                                                                                        |

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を  
目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届  
出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

- (8) 需 要 の 申 告 期 間 平成 28 年 7 月 19 日 (火) から平成 28 年 7 月 22 日 (金) まで  
(ブック・ビルディング期間)
- (9) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (10) 申 込 期 間 平成 28 年 7 月 26 日 (火) から平成 28 年 7 月 29 日 (金) まで
- (11) 払 込 期 日 平成 28 年 8 月 1 日 (月)
- (12) 受 渡 期 日 平成 28 年 8 月 2 日 (火)
- (13) 払込金額 (発行価額)、発行価格 (募集価格)、その他この公募による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。但し、発行価格に係る仮条件の決定は、執行役員に一任する。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し (オーバーアロットメントによる売出し) (下記<ご参考> 2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 投 資 口 数 10,000 口  
上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものである。上記売出投資口数は、一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定  
発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。  
なお、売出価格は、一般募集の発行価格 (募集価格) と同一とする。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (5) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である大和証券株式会社が三井不動産株式会社から 10,000 口を上限として借入れる本投資口の売出しを行う。但し、かかる貸借は、一般募集における本投資口が三井不動産株式会社に販売されること (販売予定口数は 29,800 口とする。但し、三井不動産株式会社への販売価格 (発行価格) の総額の上限は 75 億円とするものとし、発行価格に応じて販売口数が減少する場合がある。その詳細については今後決定される。) を条件とする。
- (6) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (7) 申 込 期 間 平成 28 年 7 月 26 日 (火) から平成 28 年 7 月 29 日 (金) まで
- (8) 受 渡 期 日 平成 28 年 8 月 2 日 (火)
- (9) 売出価格、その他この投資口売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行 (下記<ご参考> 2. を参照のこと。)

- (1) 募 集 投 資 口 数 10,000 口
- (2) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) 発行価格等決定日に開催する本投資法人役員会において決定する。  
なお、払込金額 (発行価額) は、一般募集の払込金額 (発行価額) と同一とする。
- (3) 払 込 金 額 未定  
( 発 行 価 額 ) の 総 額
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (6) 申 込 期 間 平成28年8月26日(金)  
( 申 込 期 日 )
- (7) 払 込 期 日 平成28年8月29日(月)
- (8) 上記(6)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 払込金額(発行価額)、その他この第三者割当による新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人役員会において決定する。

<ご参考>

1. 本投資口は東京証券取引所に平成28年8月2日(火)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)に上場する予定です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、大和証券株式会社が本投資法人の投資主である三井不動産株式会社から10,000口を上限として借入れる本投資口(但し、かかる貸借は、下記5.に記載のとおり、一般募集における本投資口が三井不動産株式会社に販売されることを条件とします。)(以下「借入投資口」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるため、本投資法人は平成28年7月1日(金)開催の役員会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする本投資口10,000口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成28年8月29日(月)を払込期日として行うことを決議しています。

また、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日から平成28年8月24日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、東京証券取引所において本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。大和証券株式会社がシンジケートカバー取引で買い付けた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数から上記のシンジケートカバー取引に係る借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、本件第三者割当に応じる予定です。

そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出投資口数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による三井不動産株式会社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、シンジケートカバー取引に関して、大和証券株式会社は、野村證券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、これを行います。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

### 3. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 現在の発行済投資口総数                  | 1,200 口       |
| 一般募集に係る新投資口発行による増加投資口数       | 212,800 口     |
| 一般募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数    | 214,000 口     |
| 本件第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数    | 10,000 口 (注)  |
| 本件第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数 | 224,000 口 (注) |

(注) 本件第三者割当の募集投資口数の全口数について大和証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の投資口数を記載しています。

### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

55,700,000,000 円 (上限)

(注) 一般募集における手取金 53,200,000,000 円及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,500,000,000 円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は本日現在における見込額です。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金及び本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限 55,700,000,000 円については、本投資法人が取得を予定している不動産信託受益権の取得資金の一部に充当する予定です。

### 5. 配分先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、資産運用会社の株主である三井不動産株式会社に對し、一般募集における本投資口のうち、29,800 口を販売する予定です。但し、三井不動産株式会社に對する販売価格 (発行価格) の総額の上限は 75 億円とするものとし、発行価格に応じて販売口数が減少する場合があります。その詳細については今後決定されます。

### 6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成 29 年 1 月期及び平成 29 年 7 月期の運用状況の予想について」をご参照ください。

### 7. 過去に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

| 年月日       | 発行額 (百万円) | 発行後出資総額 (百万円) | 摘要   |
|-----------|-----------|---------------|------|
| 平成28年3月4日 | 300       | 300           | 私募設立 |

### 8. 売却・追加発行等の制限について

- (1) 一般募集に関連して、三井不動産株式会社に、共同主幹事会社に対し、平成 28 年 7 月 25 日 (月) から平成 29 年 7 月 27 日 (木) までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等 (但し、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。)を行わない旨を約していただく予定です。  
共同主幹事会社は、上記の期間中であっても、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。
- (2) 一般募集に関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、平成 28 年 7 月 25 日 (月) から平成 28 年 10 月 30 日 (日) までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等 (但し、一般募集、本件第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。)を行わない旨を合意しています。  
共同主幹事会社は、上記の期間中であっても、その裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。
- (3) さらに、上記 (1) に記載の制限とは別に、三井不動産株式会社は、本投資口を東京証券取引所に上場するに際し、同取引所の規則に基づき、本投資法人との間で継続所有に係る確約を

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

行っており、本日現在における所有投資口について、平成 28 年 3 月 4 日（金）以後 1 年間を経過する日まで所有することとされています。

以 上

＊本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。